

令和 7 年監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 7 年 2 月 19 日

名古屋市監査委員	松 井 よしのり
同	森 ともお
同	小 林 史 郎
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

区役所の事務について、次表の課を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 名	実 査 日
東 区	総務課、企画経理課、地域力推進課、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課	令和 6年 8月22日
北 区	総務課、企画経理課、地域力推進課、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課、楠支所区民生活課、楠支所区民福祉課	令和 6年 9月 4日、 9月 5日
中村区	総務課、企画経理課、地域力推進課、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務課、保健予防課	令和 6年 9月27日
瑞穂区	総務課、企画経理課、地域力推進課、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、健康安全課、保健予防課	令和 6年10月 3日、 10月 4日
南 区	総務課、企画経理課、地域力推進課、市民課、民生子ども課、福祉課、保険年金課、保健管理課、環境薬務課、公害対策課、保健予防課	令和 6年10月 7日、 10月 8日

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 7年 2月 3日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課で処理している事務のうち、主として令和 6 年 4 月 1 日から実査日までに執行された現金・金券類等の出納保管事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした課が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) つり銭必要額の算定手続について（収入事務）

区市民課及び支所区民生活課では、各種証明書発行手数料について、現金収納があることから、市会計管理者よりつり銭の保管換を受けている。

つり銭保管換取扱要項によると、翌年度も継続してつり銭を保管するときは、翌年度におけるつり銭の必要額を算定し、所属（局室区）の長による決裁を受けなければならないとされている。

つり銭必要額の算定に係る手続について調査したところ、南区市民課において、令和 5 年度及び令和 6 年度分について、必要な手続を実施していなかった。

南区市民課においては、つり銭保管換取扱要項に基づき、つり銭必要額の算定に係る手続を確実に行われたい。（南区市民課）

なお、南区市民課においては、当該手続について課長補佐の引継書に明記するとともに、つり銭の保管場所にチェック表を備え付けることで、手続の実施状況を組織として確認できる体制が整えられた。また、令和 6 年度のつり銭必

要額算定に係る手続が行われており、必要な措置が講じられた。

(2) 前渡金の管理について（支出事務）

名古屋市会計規則によると、前渡金受領者は、前渡金について保管の安全を図らなければならないとされており、出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、前渡金出納簿に登載するとともに、現在金との符合を確認することとされている。また、用務終了後10日以内に精算書を作成し、精算残金を生じたときは、速やかに戻入の手続をすることとされている。

前渡金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 領収証書及び支払残金については速やかに経理担当者へ提出されており、支払履歴の把握は可能であったものの、令和 6年 8月以降の支払について、実査日（令和 6年 9月27日）時点で前渡金出納簿に未登載のものや、精算期限の経過後に登載されているものが多数あった。（中村区保健管理課）

イ あらかじめ資金交付を受けた前渡金口座から現金を出金する際、キャッシュカードを使用していた。（南区地域力推進課）

中村区保健管理課においては、名古屋市会計規則に基づき、前渡金の管理を適正に行われたい。

南区地域力推進課においては、キャッシュカードを使用することで、組織的なチェックを経ない不正な出金を助長するおそれがあることを踏まえ、キャッシュカードの廃止を検討されたい。

(3) 毒物及び劇物の管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）によると、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、毒劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。

また、「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）によると、毒劇物を取り扱う部署においては、毒物劇物危害防止規定（以下「危害防止規定」という。）を定めることとされており、危害防止規定によれば、毒劇物を使用したときは、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）に使用

量及び在庫量を記載することとされている。さらに、管理責任者等は、管理簿が適切に記載され、管理簿の在庫量が現物と一致していること等について、定期的に点検することとされている。

毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 管理簿に記載された硫酸の在庫量に誤りがあり、さらには、2つの容器に分けて管理している硫酸のうち、一方の正確な在庫量を把握しない状態で、毎月の点検を行っていた。 (中村区環境薬務課)

イ フッ化水素を始めとする3種の毒劇物について、管理簿に在庫量等が全く記載されていなかった。さらには、毎月の点検を経てもなお、この状態が是正されていなかった。 (南区公害対策課)

毒劇物の管理が適正に行われていない場合、盗難や紛失が発生しても認識できず、重大な事故につながる危険性がある。このことを踏まえ、中村区環境薬務課及び南区公害対策課においては、危害防止規定に基づき、毒劇物の管理を適正に行われたい。

(4) 消防用設備等の維持管理について（財産管理事務）

建築基準法（昭和25年法律第201号）によると、建築物の管理者等は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。

また、消防法（昭和23年法律第186号）によると、防火対象物の管理者等は、同法施行令（昭和36年政令第37号）に定める消防用設備について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように設置し、維持しなければならないとされている。さらに、避難又は防火上必要な設備等の維持管理等について、防火管理者に行わせなければならないとされている。

これらの消防用設備等の維持管理について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 火災発生時に自動閉鎖する防火扉について、自動閉鎖ができず、また手動による閉鎖も困難なものが1箇所あり、改善が必要との報告を複数年にわたって受けていたが、対応が図られていなかった。 (東区総務課)

イ 排煙設備の風量不足や、誘導灯^(注)の機器不良及びバッテリー不良、非常用の照明装置が点灯しない箇所などが散見され、改善が必要との報告を複数年にわたって受けていたが、対応が図られていなかった。（瑞穂区総務課）

消防用設備等に不具合がある状態では、火災発生時等に必要な機能が発揮されず、被害が拡大するおそれがある。このことを踏まえ、東区総務課及び瑞穂区総務課においては、消防用設備等について、不良箇所を速やかに改善するとともに、常に法令の基準に適合するよう適切な維持管理に努められたい。

なお、東区総務課においては、令和 7年 1月に、防火扉の修繕工事が行われ、不良箇所が改善された。

(注) 誘導灯

避難設備の 1つで、建物内の避難口や通路等に設置し、誘導方向等を一定の明るさで示す設備

(5) 緊急援護資金の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護申請者等に対し、緊急的に援護が必要な場合に、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付け又は支給を行っている。

各区で定める緊急援護事業実施要領によると、援護資金の払出しを行うときは、払出しの相手方から借用書又は領収書を徴収することとされており、払出し後は、緊急援護資金出納簿に記載の上、査察指導員（生活保護業務を担当する課長補佐）による確認を受けることとされている。

また、区民生子ども課長及び支所区民福祉課長は、毎月 1回以上、援護資金の執行状況及び残高について緊急援護資金出納簿等の帳簿を確認するとともに、帳簿と現金を照合することとされている。

援護資金の管理状況について調査したところ、中村区民生子ども課において、未返還の貸付金に係る借用書について、組織として管理するための簿冊を作成せず、各担当者が個々に保管しており、課長による毎月の確認が行われていなかった。

中村区民生子ども課においては、緊急援護事業実施要領に基づき、援護資金の管理を適正に行われたい。（中村区民生子ども課）

なお、中村区民生子ども課においては、未返還の貸付金に係る借用書を保管する簿冊を作成し、組織として管理する体制を整えた上で、課長による毎月の確認を行うよう改めており、必要な措置が講じられた。

(6) 拾得物の取扱いについて（行政運営事務）

遺失物法（平成18年法律第73号）によると、施設占有者は、自ら拾得し、又は拾得者から交付を受けた遺失物（以下「拾得物」という。）について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署に提出することとされており、警察署への提出を1週間以内にしなかった場合には、遺失者が判明しない等の場合に拾得物の所有権を取得する権利（以下「所有権取得権利」という。）について、失うものとされている。

また、区役所・支所拾得物取扱要領によると、区役所又は支所庁舎内の拾得物について、区総務課又は支所区民生活課で受け付け、遺失者が判明した場合は、遺失者から拾得物受領書を提出させた上で遺失物を返還することとされている。遺失者が判明しない場合は、受付日から7日以内に警察署へ届け出ることとされており、この際、本市が所有権取得権利を有する拾得物について、その物件価格に比べて管理等に要する費用の方が大きいと認められる等の場合には、所有権取得権利を放棄することができるとされている。

拾得物の取扱状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 遺失者が判明しない拾得金について、受付日から7日を超えて警察署へ届け出ている事例が多数あった。また、全ての拾得金について、届出遅延により所有権取得権利を失い、又は物件価格と管理等に要する費用との比較検討を行わないまま所有権取得権利を放棄していた。

（中村区総務課、南区総務課）

イ 拾得物を遺失者に返還した際、拾得物受領書の提出を受けていない事例が散見された。

（南区総務課）

中村区総務課及び南区総務課においては、区役所・支所拾得物取扱要領に基づき、拾得物の取扱いを適正に行われたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー

（事務所所在地：中区栄二丁目10番19号）

観光文化交流局

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか
- 5 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 6 市からの受託事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 6年12月 9日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、ビューローに対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、ビューローに対する事務の執行について、書類等突合などを試査

により実施した。

なお、監査にあたっては、公認会計士に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

ビューローにおいては、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、観光文化交流局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、観光文化交流局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) インターネットバンキングの利用権限の設定について（支出事務）

ビューローの支払事務においては、送金的手段として、金融機関のインターネットバンキングを利用しており、その流れとしては、振込先の口座や支払金額等の必要情報の登録（以下「振込登録」という。）を行った後に、入力内容の承認（以下「振込承認」という。）を行うことで、自動的にデータが送信され、振込先への送金が行われるものとなっている。

ビューローのインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、実務上は、振込登録と振込承認を経理・企画グループ長及び担当者 2名が、それぞれ分担して行っていたとのことであった。一方で、システム上は、経理・企画グループ長及び担当者 2名が振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された1つの利用者IDを共用しており、一人で支払ができる状況となっていたほか、誰が操作したか分からない状況となっていた。また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された利用者IDを共用していると、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができ、さらに、誰が操作したかという履歴が残らないことから、不正な振込を助長するおそれがある。そのため、振込登録又は振込承認をする職員それぞれに個別のIDを割り当てると

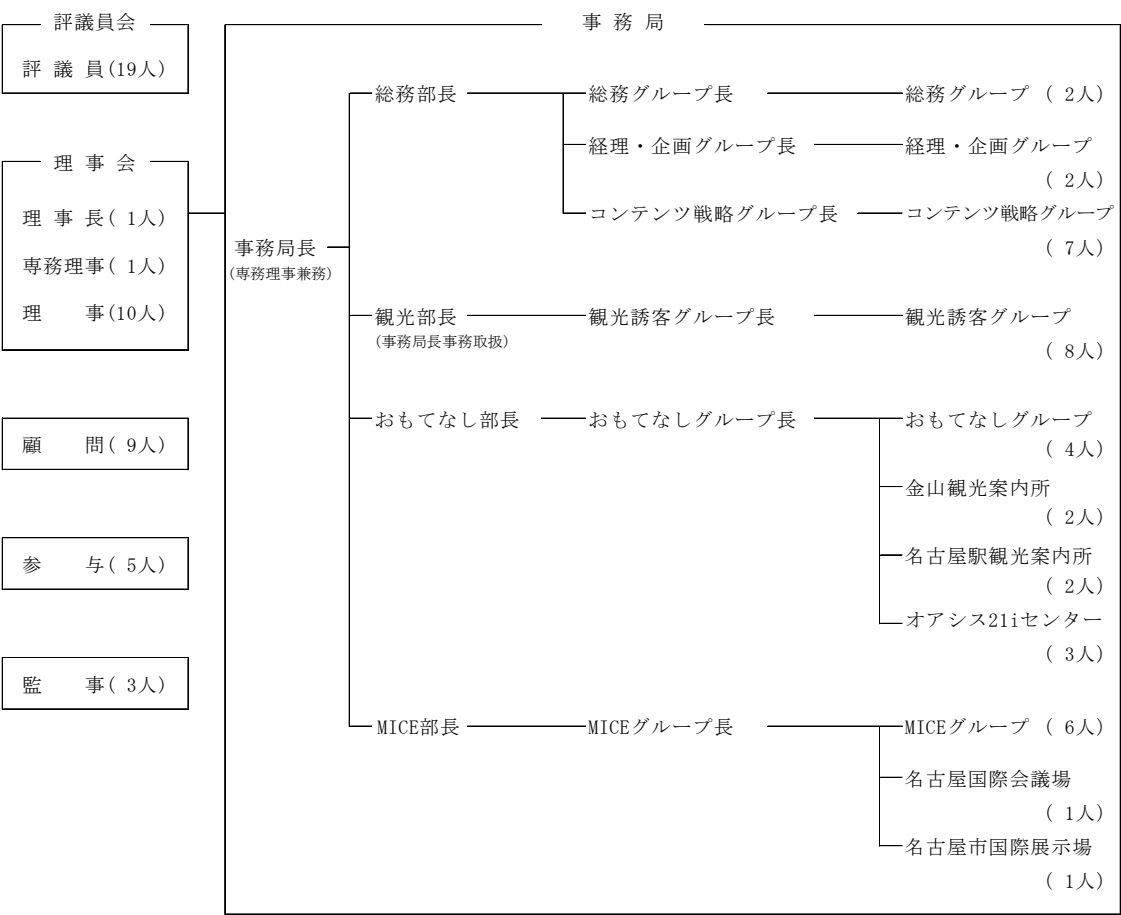
ともに、各 I Dには振込登録のみ又は振込承認のみの権限を付与するよう改められたい。また、今後も同様の状況とならないよう、インターネットバンキングの利用権限について、規程等を定められたい。

<<参考資料>>
 監査対象の概要

1
 出資団体の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー
- ・所 在 地：中区栄二丁目10番19号
- ・基 本 財 産：10億 5,500万円（本市出えん額は 5億円であり、出えん割合は47.4%（割合の表示未満の端数は四捨五入した。））
- ・主な事業内容：①コンベンションに関する情報の収集及び分析並びに説明会等の開催並びに名古屋市及びその周辺地域でコンベンションを開催する団体等に対する助成等の支援、②新たな観光資源の発掘に対する助成等による観光に関する資源の造成、観光物産展の開催等による観光に関する広報及び情報の提供、地方公共団体、観光に関する事業を行う団体等との連携等、③名古屋の魅力を広く発信する各種イベントの開催及びこれに類するイベントを開催する団体等に対する助成等の支援等
- ・職 員 数：47人（嘱託員18人を含む。）
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図
 (令和 6年 3月31日現在)



2 本市からの財政援助等（令和 5年度）

- (1) 補助金 3億 6,315万円（公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー事業補助金）
- (2) 指定管理料 2,451万円（ただし、名古屋国際会議場及び名古屋国際展示場の指定管理料 1億 1,042万円のうち、ビューローに属する収入額として）

（注）万円未満の端数を切り捨てた。

3 事業状況（令和 5年度）

(1) 公益目的事業

ア コンベンション事業

コンベンションの誘致活動、情報発信、名古屋国際会議場及びポートメッセなごやで開催されるMICEの誘致・開催支援等

イ 観光事業

観光資源の広報宣伝、観光客の誘致、観光客のおもてなし、フィルムコミッション事業の推進等

ウ イベント事業

世界コスプレサミット2023等のイベントの開催、イベントの支援等

エ 観光案内所の管理・運営事業等

観光案内所の運営、ボランティアによる観光情報の提供、名古屋国際会議場及びポートメッセなごやを活用した観光推進、まちかど観光案内所の運営等

(2) 収益事業

案内所観光宣伝物品販売事業、会員サービス事業

4 決算状況

(1) 正味財産増減計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
	千円
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	7,310
受取会費	22,685
事業収益	28,988
負担金収益	111
受託事業収益	101,568
受取補助金	392,665
雑収益	3,149
経常収益計	556,478
(2) 経常費用	
事業費	523,308
管理費	14,941
経常費用計	538,249
評価損益等調整前当期経常増減額	18,229
特定資産評価損益	12
当期経常増減額	18,242
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	—
(2) 経常外費用	
経常外費用計	—
当期経常外増減額	—
当期一般正味財産増減額	18,242
一般正味財産期首残高	315,278
一般正味財産期末残高	333,520
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金	392,665
基本財産受取利息	7,310
一般正味財産への振替額	△ 399,975
当期指定正味財産増減額	—
指定正味財産期首残高	1,055,000
指定正味財産期末残高	1,055,000
III 正味財産期末残高	1,388,520

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表（令和 6年 3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	218	未払金	70,375
預金	78,977	預り金	1,320
未収金	18,732	前受金	132
貯蔵品	17,804	賞与引当金	3,383
前受金	1,215	流動負債合計	75,212
流動資産合計	116,948	2. 固定負債	
2. 固定資産		固定負債合計	—
(1) 基本財産		負債合計	75,212
定期預金	4,247	III 正味財産の部	
投資有価証券	1,050,752	1. 指定正味財産	
基本財産合計	1,055,000	寄付金	1,055,000
(2) 特定資産		指定正味財産合計	1,055,000
コンベンション振興事業積立金	18,191	(うち基本財産への充当額)	(1,055,000)
特定資産合計	18,191	(うち特定資産への充当額)	(—)
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	333,520
建設附属設備	0	(うち基本財産への充当額)	(—)
備品	0	(うち特定資産への充当額)	(18,191)
敷金	3,674	正味財産合計	1,388,520
投資有価証券	269,918		
その他固定資産合計	273,592		
固定資産合計	1,346,784		
資産合計	1,463,733	負債及び正味財産合計	1,463,733

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋西部ソイルリサイクル株式会社

（事務所所在地：弥富市楠三丁目24番 1）

緑政土木局

第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が財政的援助等の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- 1 事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか
- 2 会計経理は適正に行われているか
- 3 経費節減の取組は十分に行われているか
- 4 財産は適切に管理され有効に活用されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 6月 3日から令和 6年12月 9日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 5年度（令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで）に執行された名古屋西部ソイルリサイクル株式会社（以下「名西ソイル」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名西ソイルに対する財政援助団体等監査に併せて、緑政土木局所管の事務のうち、名西ソイルに対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、公認会計士に業務の一部を委託した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

名西ソイルにおいては、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、緑政土木局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、緑政土木局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 取締役の利益相反取引の承認について（その他事務）

会社法（平成17年法律第86号）によると、取締役は、自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないとされている。また、名西ソイルが定めた取締役会規則によると、取締役の利益相反取引の承認は、取締役会の付議事項とされている。

契約事務について調査したところ、名西ソイルの取締役が代表取締役社長を務めている法人と随意契約を締結していた事例が複数見受けられた。名西ソイルに確認したところ、専門性が高いなどの理由により当該法人と契約したとのことであった。しかしながら、これらの契約は外形的には利益相反取引に該当するため、本来は取締役会において承認を受けるべきところ、それがされていなかった。

会社法及び取締役会規則の規定に基づき、取締役の利益相反取引に係る事項について取締役会へ付議されたい。

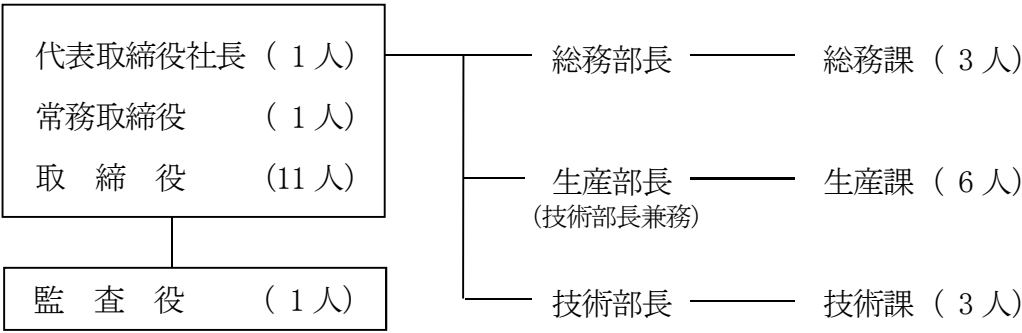
《参考資料》 監査対象の概要

1 出資団体の概要

- ・名 称：名古屋西部ソイルリサイクル株式会社
- ・所 在 地：弥富市楠三丁目24番 1
- ・資 本 金： 2億円（本市出資額は 8,200万円であり、出資割合は41%）
- ・主な事業内容：建設工事から発生する比較的軟弱な発生土を含む土砂及び付随して発生する路盤材料を原料とした改良土及び調整土並びに改良路盤材料の製造並びに販売等
- ・職 員 数：14人
- ・機 構 図：次図のとおり

機構図

（令和 6年 3月31日現在）



2 事業状況（令和 5年度）

(1) 改良土・改良路盤材・調整土の製造・販売

建設工事から発生する土砂や路盤材などを再資源化し、改良土・改良路盤材・調整土と
いった循環型社会に適合した製品として供給する事業の実施

3 決算状況

(1) 損益計算書（令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日）

科目	金額
	千円
売上高	515,031
売上原価	344,618
売上総利益	170,413
販売費及び一般管理費	73,117
営業利益	97,295
営業外収益	2,231
受取利息	55
受取保険金	1,964
その他	211
経常利益	99,527
特別利益	10,814
税引前当期純利益	110,341
法人税、住民税及び事業税	57,888
法人税等調整額	△ 25,660
当期純利益	78,114

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表（令和 6年 3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	175,962	買掛金	5,395
売掛金	59,075	未払金	7,774
製品	38,088	未払費用	7,256
原材料	925	未払消費税	4,103
貯蔵品	13,831	未払法人税等	49,269
前払費用	7,214	預り金	2,208
貸倒引当金	△ 30	流動負債合計	76,008
流動資産合計	295,068	固定負債	
固定資産		退職給付引当金	1,735
有形固定資産		固定負債合計	1,735
建物	107,612	負債合計	77,743
建物付属設備	25,626	純資産の部	
構築物	139,877	株主資本	
機械装置	102,260	資本金	200,000
車両運搬具	2,666	利益剰余金	
工具器具備品	4,050	利益準備金	20,000
有形固定資産合計	382,094	その他利益剰余金	1,357,966
無形固定資産		利益剰余金合計	1,377,966
ソフトウェア	2,594	株主資本合計	1,577,966
電話加入権	291	純資産合計	1,577,966
無形固定資産合計	2,886		
投資その他の資産			
長期預金	950,000		
繰延税金資産	25,660		
投資その他の資産合計	975,660		
固定資産合計	1,360,641		
資産合計	1,655,710	負債及び純資産合計	1,655,710

(注) 千円未満の端数を切り捨てたため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。